第１２４号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２４年１２月６日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

（足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１条　足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成６年足立区条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第２条　足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成８年足立区条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第３条　足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１１年足立区条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内

に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第４条　足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１３年足立区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第５条　足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１４年足立区条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第６条　足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１４年足立区条例第３３号）の一部を次のように改

正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第７条　足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１５年足立区条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車

のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第８条　足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１５年足立区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第９条　足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年足立区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１０条　足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年足立区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内

に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１１条　足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年足立区条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１２条　足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年足立区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１３条　足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年足立区条例第８３号）の一部を次のよ

うに改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１４条　足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１８年足立区条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車

のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１５条　足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１９年足立区条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１６条　足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１９年足立区条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１７条　足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２１年足立区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内

に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

（足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１８条　足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２４年足立区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

（１）　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分　５分の１

（２）　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分　５０分の１

（３）　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分　５０分の１

（４）　自家発電設備を設ける部分　１００分の１

（５）　貯水槽を設ける部分　１００分の１

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。